

豊田市住宅向け外部給電装置設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、外部給電装置設置費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、住宅に外部給電装置を設置する場合に要する経費の一部を補助することにより、外部給電装置の普及を促進し、停電時に電動車の外部給電装置からの電源確保を通じた安全安心で環境に配慮したまちづくりの確保に資することを目的とする。

(補助対象の外部給電装置)

第3条 補助対象となる外部給電装置は、停電等の非常時に別表第1に定める電動車から住宅に電力を供給できる装置（以下「非常時給電装置」という。）で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 電動車に搭載される出力AC100V・1,500Wコンセントから直接、住宅内特定回路へ電力を供給できる装置
- (2) 安全性能として、地絡検出と屋内電路の漏電遮断機能を備えた装置
- (3) 未使用のもの
- (4) 製品保証があるもの
- (5) 取扱説明書があるもの
- (6) V2H充放電設備でないもの
- (7) 当該年度の4月1日以後に非常時給電装置を購入契約及び設置したもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自ら居住する市内の住宅において、自ら購入した非常時給電装置を設置した個人であって、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者であること
- (2) 市税を滞納していないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい

う。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、非常時給電装置を設置するために要する費用(以下「補助対象経費」という。)に5分の1を乗じた額とし、5万円を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

2 補助対象経費は、別表第2(消費税及び地方消費税相当分含む。)に定める費用とする。

3 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回までとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、非常時給電装置の設置完了日から起算して2月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに豊田市住宅向け外部給電装置設置費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。)及び事業詳細説明書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費が明記されている書類の写し

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し。ただし、分割払いにより非常時給電装置を購入した場合は、分割払いに係る契約書の写し

(3) 保証書の写し(保証の開始日が確認できる書類)

(4) 次に掲げる写真

ア 非常時給電装置を設置した住宅の全景写真

イ 装置の設置状態が確認できる写真

(5) 市税の完納が証明されている納税証明書(申請日前2月以内に発行されたもの)

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の設置完了日とは、次に掲げる日のうち、いずれか遅い日とする。

(1) 保証書に記載された保証の開始日

(2) 補助対象経費の支払が完了した日。ただし、分割払いに係る契約書の写しを添付して前項の規定による申請を行う場合は、分割払いに係る契約の締結日

3 第1項第5号の納税証明書は、転入者であつて、市税の直前の賦課期日に本市に住所を有さない者又は住所が有するが申請日時点において市

- 税の初回の納期限を迎えない者にあつては、添付を省略するものとする。
- 4 市長は、前項に定める補助金の申請期限が到来する前に、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、交付申請の受付を中止することができる。

(交付の決定及び通知)

- 第7条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付を決定し、豊田市住宅向け外部給電装置設置費補助金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- 2 補助金の交付の決定をする場合において、市長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができるものとする。

(補助金の交付)

- 第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を振り込む口座情報が分かる書類を添付して、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- (1) 第3条及び第4条の規定する要件を満たしていないことが判明したとき
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき
- (4) その他市長が補助金の交付を不適當と認めるとき
- 2 市長は、前項に基づき交付決定を取り消したときには、豊田市住宅向け外部給電装置設置費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項に基づき交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命じることができる。

(財産の管理及び処分の制限)

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けた非常時給電装置を適正に使用し、設置完了日から起算して1年間は、補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で非常時給電装置を処分するとき
- (2) その他市長が認めたとき

(市による調査)

第11条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助金の交付を受けた者に対して、補助金の交付を受けた非常時給電装置の使用等に関する調査等を行うことができる。

- 2 補助金の交付を受けた者は、市が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(期日の特例)

第12条 第6条第1項に規定する申請期限について、「2月を経過した日」が豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第61号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後、最初に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。

- 2 第6条第1項に規定する申請期限について、「当該年度の3月31日」が市の休日に当たる場合は、当該年度の最後に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1 電動車（第3条関係）

区分	要件
プラグインハイブリッド車	四輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であって、その自動車検査証にプラグインハイブリッド車と記載されているもの。
ハイブリッド車	四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証にハイブリッド車と記載されているもの。ただし、上記プラグインハイブリッド車に該当するものを除く。
電気自動車	四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証において燃料の種類が電気と記載されているもの。ただし、プラグインハイブリッド車に該当するものを除く。
燃料電池自動車	四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証に燃料電池車と記載されているもの

別表第2 補助対象経費（第5条関係）

補助対象経費	回路切替スイッチボックス、車両接続用装置、防水形フランジインレット、外部電源用ケーブルの購入及び設置工事に係る費用。ただし、設置に際して行った住宅設備の修理又は補修等に係る費用は除く。
--------	--

豊田市長 様

住 所	
フリガナ	
氏 名 (自署)	
電話番号	

豊田市住宅向け外部給電装置設置費補助金交付申請書兼実績報告書

豊田市住宅向け外部給電装置設置費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額	金	円
----------	---	---

※補助対象経費×1/5、1,000 円未満切り捨て

※上限 50,000 円

添付書類

- (1) 事業詳細説明書（様式第 2 号）
- (2) 補助対象経費が明記されている書類の写し
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 保証書の写し
- (5) 次に掲げる写真
 - ア 非常時給電装置を設置した住宅の全景写真
 - イ 装置の設置状態が確認できる写真
- (6) 市税の完納が証明されている納税証明書（申請日前 2 月以内に発行されたもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類

本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳を閲覧することに同意します。

氏名（自署）

事業詳細説明書

1 事業内容

(1) 設置区分

<input type="checkbox"/> 新築住宅	<input type="checkbox"/> 既存住宅	<input type="checkbox"/> 建売住宅
-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

※令和3年4月1日以降に契約したものが対象

(2) 対象設備

装置名称	
------	--

(3) 事業完了日

※保証の開始日又は支払完了日（領収日）のいずれか遅い方

令和	年	月	日
----	---	---	---

2 事業費及び補助申請額

(1) 合計（領収書金額）	円
(2) 補助対象経費（税込）	円
(3) 補助対象経費以外の費用 （税込）	円
(4) 補助申請額※	, 000円

※補助対象経費×1/5、1,000円未満切り捨て、上限50,000円

3 事業請負者（工事施工会社・販売会社等）

名称・住所	
担当者・連絡先	

様式第3号（第7条関係）

豊 発 第 号
年 月 日

様

豊田市長

㊟

豊田市住宅向け外部給電装置設置費補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました豊田市住宅向け外部給電装置設置費補助金については、交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付を決定し、補助金額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付の条件

豊 年 月 日
発第 号

様

豊田市長

㊟

豊田市住宅向け外部給電装置設置費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで豊田市住宅向け外部給電装置設置費補助金交付決定兼確定通知書豊環政発第 号で交付決定通知をしました、豊田市住宅向け外部給電装置設置費補助金について、交付要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり取り消すことに決定しましたので、通知します。

記

- 1 交付決定番号
- 2 交付決定取消理由
- 3 補助金の返還